

東吾妻町告示 第 70 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する。

この処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成22年 7月 1日

東吾妻町長 中澤恒喜



大 字	字	地 番
原 町	下須郷	3195-2、3195-3、3195-4、 3196-2、3196-4

上記区域（同区域に隣接する道路の一部を含む）を大字原町字稻荷城に変更する。